

# 改正派遣法に基づくマージン率の公開資料

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)

《株式会社ディプライ》

◆一宮営業所 〒491-0858 愛知県一宮市栄1-6-20 佐分ビル1F

派遣先の数	12社
派遣料金の1人あたりの平均額	11,474 円(1日8時間当たり換算)
派遣社員の賃金の平均	8,446 円(1日8時間当たり換算)
マージン率	26.39%

◆岐阜営業所 〒500-8844 岐阜県岐阜市吉野町6-5 柴新ビル1F

派遣先の数	10社
派遣料金の1人あたりの平均額	11,840 円(1日8時間当たり換算)
派遣社員の賃金の平均	8,705 円(1日8時間当たり換算)
マージン率	26.47%

【マージンに含まれる費用】

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先へは請求できません)	
会社運営経費	健康診断費用	一般健診及び生活習慣病予防健診の受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費(求人誌及びインターネット等)
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用 (登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等)
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費・法定手続費用・事務所費・通信費等
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益	

## 2. 教育訓練に関する事項

- ・ビジネスマナー教育
- ・リーダー研修

- ・コミュニケーション研修
- ・職種転換訓練(資格取得によるスキルアップ)
- ・人材派遣のシステム(基礎)